

小平市教育委員会会議録（甲）

— 5 月 定 例 会 —

平成25年5月16日（木）

開催日時 平成25年5月16日（木） 午後2時00分～午後3時58分

開催場所 504会議室

出席委員 伊藤文代 委員長
森井良子 委員長職務代理者
山田大輔 委員
高槻成紀 委員
関口徹夫 教育長

説明のための出席者 有川知樹 教育部長
高橋亨 教育部理事兼指導課長
松原悦子 教育部理事（生涯学習・体育・図書館）
滝澤文夫 教育庶務課長
伊藤祐子 学務課長
赤坂慶太 学務課長補佐
板谷扇一郎 学校給食センター所長
森田恒明 指導課長補佐
阿部裕 生涯学習推進課長
小島淳生 体育課長
屋敷元信 中央公民館長
湯沢瑞彦 中央図書館長
仙北谷仁策 教育部参事
志村安 指導主事

書記 宮崎淳 教育庶務課長補佐、根岸玄 教育庶務課主事
傍聴者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○伊藤委員長

ただいまから教育委員会5月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○伊藤委員長

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は山田委員及び私、伊藤でございます。

次に、非公開にて取り扱う議題を決定したいと存じます。

本日の議題のうち、教育長報告事項（１２）及び、議案第９号から第１１号は、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容でございますので、これらにつきましては非公開で取り扱いたいと存じます。

お諮りいたします。

ただいま申し上げました議題について、非公開にて取り扱うことに賛成の方は、挙手願います。

—賛成者挙手—

○伊藤委員長

挙手全員でございますので、非公開と決定いたしました。

それでは、本日の議題に入ります。

（委員報告事項）

○伊藤委員長

はじめに、委員報告事項を行います。

委員報告事項（１）平成２５年度東京都市町村教育委員会連合会第１回理事会について。森井委員長職務代理者からご報告をお願いいたします。

○森井委員

平成２５年度東京都市町村教育委員会連合会第１回理事会についてをご報告いたします。資料No.1をご覧ください。

５月２３日開催予定の第５７回定期総会に先立ちまして、５月２日東京自治会館において、理事会が開催されました。資料裏面の付議案件にあります、昨年度の事業報告並びに歳入歳出決算が承認され、引き続き、今年度の事業計画（案）、歳入歳出予算（案）、そして、会則の一部を改正する会則についても可決されました。

以上です。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

以上で委員報告事項を終了いたします。

（教育長報告事項）

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）平成２５年５月１日現在の児童・生徒数について。関口教育長からご説

明をお願いします。

○関口教育長

教育長報告事項（１）平成２５年５月１日現在の児童・生徒数についてを報告いたします。資料No.2をご覧ください。

これは、基幹統計であります学校基本調査への報告数値でございます。

小学校の児童数は、特別支援学級在籍児童を含めて８，９３５人で、前年と比べ、全体の児童数は５７人の減でございます。

このうち通常学級在籍児童数は８，８１８人で、前年と比べ、５９人の減でございます。

また、特別支援学級在籍児童数は１１７人で、前年と比べ、２人の増でございます。

次に、中学校でございますが、特別支援学級在籍生徒を含めて生徒数は４，２５５人で、前年と比べ、全体の生徒数は７０人の増でございます。

このうち通常学級在籍生徒数は４，１７６人で、前年と比べ、６５人の増でございます。

また、特別支援学級在籍生徒数は７９人で、前年と比べ、５人の増でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（２）小平市立学校特別支援学級通学区域の一部変更について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（２）小平市立学校特別支援学級通学区域の一部変更についてを報告いたします。資料No.3をご覧ください。

小平市立小学校の知的障害学級につきましては、小平第五小学校の特別支援学級が平成２５年度に２６人、４学級となっており、平成２６年度以降も２６人を超える４学級となる見込みでございます。

また、小平市立中学校の知的障害学級につきましては、小平第五中学校の特別支援学級が平成２５年度に１３人、２学級となっておりますが、平成２７年度には２７人、４学級となる見込みでございます。

これらの特別支援学級の大規模化を解消し、適正規模化を図るため、小平市立学校特別支援学級通学区域の一部変更を行うものでございます。

詳細につきましては、伊藤学務課長から説明させます。

○伊藤学務課長

それでは、小平市立学校特別支援学級通学区域一覧の地図変更について、ご説明いたします。

はじめに、変更に至る経緯をご説明いたします。資料No.3をご覧ください。

小平第五小学校の特別支援学級は、平成23年度には児童数25人、4学級、平成24年度は22人、3学級、平成26年度は26人、4学級と、この数年は大規模のまま推移しており、今後も児童数の増を見込んでおります。

一方、小平第九小学校の特別支援学級は、平成23年度には16人、2学級、平成24年度には11人、2学級、平成25年度には16人、2学級と、2学級規模で推移しており、今後、児童数は横ばい、または減少を見込んでおります。

したがって、小平第五小学校特別支援学級の通学区域を縮小し、同校と隣接する小平第九小学校及び小平第二小学校特別支援学級の通学区域を拡大する変更を行うものでございます。

資料No.3の裏面をご覧ください。

小平第五中学校の特別支援学級は、平成21年度の開設以来、平成23年度には、生徒数15人、2学級、平成24年度には8人、1学級、平成25年度には13人、2学級と小規模で推移していましたが、今後は一転して、生徒数は大幅に増加し、平成27年度には27人、4学級を見込んでおります。

しかしながら、小平第五中学校では、施設面から、4学級制での運営は難しく、同校特別支援学級の通学区域を縮小し、今後、生徒数の減少が見込まれる、小平第二中学校の通学区域を拡大する変更を行うものでございます。

次に、変更内容についてご説明いたします。資料の地図になります。A3版の小学校のほうの地図をご覧ください。

現在の小平第五小学校特別支援学級の通学区域のうち、喜平町1丁目及び上水南町1丁目、2丁目を小平第二小学校特別支援学級の通学区域とし、小平第七小学校の通学区域及び天神通り及び鈴木中通り及び御幸西通り以西を小平第九小学校特別支援学級の通学区域といたします。

上水南町3丁目、4丁目につきましては、小平第五小学校特別支援学級も選択できる調整区域といたします。

次に、中学校のほうの地図をご覧ください。

現在の小平第五中学校特別支援学級の通学区域のうち、富士見通り及び水車通り以東を、小平第二中学校特別支援学級の通学区域とし、西武国分寺線以西かつ、青梅街道以南並びに玉川上水通り及び五日市街道以南につきましては、小平第五中学校特別支援学級も選択できる調整区域といたします。

この変更について、保護者への周知等でございますが、小平市立小・中学校特別支援学級に就学する予定のお子さんの保護者につきましては、就学相談員より随時個別に就学先小・中学校特別支援学級のご案内をいたします。

また、6月14日に開催予定の就学相談説明会でパンフレットを配布し、説明を行うほか、今回の通学区域変更の影響がある小平第一小学校、小平第二小学校、小平第四小学校、小平第五小学校、小平第九小学校特別支援学級の保護者へは学校を通じて文書でお知らせする予定でございます。

なお、学校への周知は、6月の校長会議で行う予定でございます。

終わりに変更日でございますが、通学区域の変更は、平成25年5月20日付で実施いたします。

なお、現在、小平市立小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒につきましては、在籍校の変更はございません。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（3）平成25年度小平市立小・中学校移動教室の実施について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（3）平成25年度小平市立小・中学校移動教室の実施についてを報告いたします。資料No.4をご覧ください。

各学校別の実施予定表のとおり、小学校につきましては、実施期間は、小平第七小学校の5月13日から、小平第一小学校及び花小金井小学校の7月10日の予定で、いずれも2泊3日でございます。

実施場所につきましては、小平市立八ヶ岳山荘の廃止に伴い、本年度から長野県南佐久郡南牧村野辺山の「帝産ロッジ」を利用いたします。

次に、中学校の移動教室でございますが、第3学期に、長野県菅平で冬季スキー教室を予定しております。1月17日の小平第五中学校から、2月4日の小平第四中学校までの予定でございます。いずれも2泊3日でございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（4）平成25年度教育課程について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（4）平成25年度教育課程についてを報告いたします。資料No.5をご覧ください。

平成25年2月に策定いたしました小平市教育振興基本計画を受け、初めての教育課程の編成でございます。

本年度につきましては、小平市教育振興基本計画を踏まえ、計画的に教育課程に加えて、編成を行いました。

今後につきましては、実践をとおして教育活動の充実や改善を図るよう、学校に対して指導・助言してまいります。

詳細につきましては、高橋教育部理事より報告させます。

○高橋教育部理事

平成25年度教育課程について、ご報告いたします。資料No.5をご覧ください。

教育課程の編成に当たっては、各学校に対し説明会を平成25年1月22日に実施いたしました。その際、素案の小平市教育振興基本計画を示し、平成25年度の教育課程の編成においては、各学校で意識するように指導をいたしました。

はじめに、「1 学校の教育目標及び基本方針」についてでございます。「教育目標の設定にあたり、重視した内容」につきましては、「人権尊重の理念」を基本として、「思いやりの心と規範意識の育成」、「確かな学力の育成」、「心身の健康の保持と体力の向上」という、いわゆる知徳体を重視して、教育目標を設定しております。これは全校共通であり、小平市教育振興基本計画の基本的施策の(1)、(2)、(3)と結びつくものであります。

次に、「教育課程の編成に際し、重視した指導内容」の項目につきましては、「体験的な学習に関する内容」、「基礎的な知識及び技能の習得に関する内容」、「思考力、判断力、表現力の育成に関する内容」、「主体的に学習に取り組む態度の育成に関する内容」を、昨年度同様、全校で重視するとともに、小・中連携教育における五つの視点、学力向上、健全育成の推進、体力の向上、キャリア教育の推進、特別支援教育の推進を教育課程に反映させております。

本年度はさらに「法やきまりに関する内容」を重視した学校が、昨年度に比べて小学校で2校、中学校で5校増加しております。

次に、「指導の重点」といたしましては、「体験的な学習活動を取り入れた指導」、「学校や地域の図書館を活用した指導」、「ICTを授業に活用した指導」を重視した学校が、昨年度に比べて小・中学校ともに増加しております。

裏面をご覧ください。「2 年間授業日数」につきましては、土曜授業日の振替休業日を設定しないことにより、授業時数の確保を図った学校が昨年に比べて小学校で1校、中学校で2校増加しております。

次ページの「3 土曜授業日、日曜・祝日授業日に関わる一覧」では、各校の土曜授業日、日曜・祝日の授業日の日にち、振替休業日の有無、内容等についてそれぞれ記載しております。

小平市教育振興基本計画に基づき、これまで学期に1回実施してきた、市内一斉学校公開週間は、2学期に行うこととし、1、3学期に関しましては、道徳授業地区公開講座や、セーフティ教室、保護者・地域も参加する避難訓練など、双方向型の学校公開となる土曜授業日及び日曜・祝日の授業日を設定しております。

例えば、小平第十小学校では、2月9日の日曜日に、親子体験日として、学年ごとに教科を設定し、図工では親子で一緒になって作品をつくるなど、親子が一緒に体験し合いながら授業を行うことを現在計画しております。

また、詳細はまだ決まっておりますが、小平第十二小学校では、地域参加型避難訓練として、昨年度作成した避難所運営マニュアルをもとに、地域の自治会と協力して避難所運営にかかわる

避難訓練を予定しております。さらに小平第六中学校では、11月2日土曜日に東京都教育の日講演会として、公立昭和病院の医師を講師として招き、生徒と保護者を対象に、心と体についての講演を行う予定でございます。

指導課といたしましては、今後も各学校が教育課程を適正に実施できるよう、その進行管理に関する指導、助言を行ってまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（5）都内公立学校における体罰の実態把握について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（5）都内公立学校における体罰の実態把握についてを報告いたします。資料はございません。

東京都教育委員会が、都内の公立学校全校を対象に、本年1月から3月に、体罰の実態把握について調査を実施いたしました。本市の状況でございますが、市立中学校において2件の事案を体罰として、東京都教育委員会に報告いたしました。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

都内公立学校における体罰の実態把握について、ご説明いたします。

この調査は大阪市立高等学校の体罰による生徒の自殺事件を受け、東京都教育委員会が本年1月から3月にかけて体罰の疑いがあるような事例に対して、見逃さずに迅速に対応することも含め、体罰の根絶に向け取組を行うために都内の全公立学校を対象に実施したものでございます。

本市の状況ですが、全小・中学校において教職員及び児童・生徒を対象に、平成24年4月以降、調査実施日までの状況について調査を行った結果、小平第五中学校で1件、上水中学校で1件の事案を体罰として報告をいたしました。

いずれも教員からの聞き取り、生徒の調査結果が一致しており、この2件について、3月の報告期日までに市教育委員会で事情聴取を行った結果、報告をしたものでございます。

1件目の事案は、平成24年4月に部活動の部員が起こした生徒同士のけんかに関する指導を行った際、けんかに関与した部員の左頬を顧問の教員が右手のひらで20センチメートルから30センチメートルの距離から1回ずつ叩いたものでございます。これらの生徒はけんかをけしかけるなどをしていたため、顧問はその行為が許せずに行ってしまったものでございます。これらの結果、けがは生じておりません。なお本件につきまして、保護者に対して発生後に管理職と当該教員が説明及び謝罪を行い、現在、保護者及び生徒と当該教員とは良好な関係でございます。

2件目の事案は平成24年8月及び11月のことで、部活動にかかわるものでございます。8月については練習試合のミーティングの際、話を聞かずに砂山をつくっていた生徒に対して10センチメートルくらいの距離から、顧問の教員が右手のひらで額を1回叩き、手首のスナップを使って額を1回叩き、右足の甲で勢いをつけずにでん部を1回けりました。

また、試合中に動きが悪かった5人の生徒に対して、10センチメートルくらいの距離から、右手のひらでスナップを使い、1回ずつ額の左部分を叩いたものでございます。

11月については、私用で部活動のミーティングに出席をしなかった生徒が、ミーティングには出席できたと答えたので、10センチメートルくらいの距離から手首のスナップで、左頬を1回叩いたものでございます。

いずれも生徒にけがはございませんでした。当時部活動の顧問は、これまでの信頼関係の中で、これらの行為は大丈夫だと感じていたため、管理職に対して報告をせず、また生徒からも訴えはありませんでした。

今回、厳格に調査を行った結果、当該教員と生徒、及び見ていたという生徒の聞き取りから明らかになったものでございます。管理職からすぐに教育委員会に報告があったものでございます。

状況把握後、管理職及び当該教員が生徒及び保護者に謝罪を行い、改めて当該教員に対して体罰の禁止の指導を行いました。こちらも現在、生徒及び保護者との関係は良好でございます。

東京都教育委員会では5月下旬までに内容の確認、精査を行い、報道発表することになっております。その際、体罰の事案については、校名等公表することとされております。既に両校では5月上旬までに部活動保護者会で保護者に説明をしておりますが、これまでのところ特段ご質問やご意見はございませんでした。

また、5月10日の校長会議において、本市の状況について説明をし、改めて体罰の根絶を指導するとともに、全校での問題として、体罰に対する対応策の検討や、体罰に特化した研修会や講演会を行うことを伝えたとところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（6）平成25年度服務事故防止の取組について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（6）平成25年度服務事故防止の取組についてを報告いたします。資料No.6をご覧ください。

この度、服務事故の再発防止と学校の信頼回復を目指して、教育委員会内に設置いたしました服務事故再発防止プロジェクトチームが中心となり、小平市としての服務事故防止の取組を検討しております。

詳細につきましては、高橋教育部理事から説明させます。

○高橋教育部理事

本日、A3版でまとめました資料№.6、信頼される学校を目指してのリーフレット（案）をもとに、今年度の本市における服務事故防止の取組予定について、ご説明いたします。

これまでも服務事故防止にかかわる取組につきましてご報告をしたところですが、先ほどご説明いたしましたとおり、体罰に対する取組も新たに求められます。そこで本リーフレット（案）も体罰防止の観点を盛り込んでまとめたものになっております。

まず、体罰根絶にかかわる本市の取組についてご報告いたします。リーフレット左側、真ん中をご覧ください。

今回の体罰事案は、指導者が怒りをコントロールできずに行ったものだと考えております。そこで怒りをコントロールする方法について学ぶ、アンガーマネジメント研修を7月1日に実施いたします。こちらは各小学校から2名、各中学校から4名受講するようにし、研修後に学校で受講者が講師となり、その内容の伝達講習をしてもらう予定です。

また、まだ日取りは決まっていますが、体罰根絶に関する講演会をルネこだいらで実施し、教員はもとより、市民の皆様にも講演を聞いていただけるよう、検討しております。こちらの講演者には、高校・大学・社会人で野球部員として活躍され、全国高等学校野球選手権大会にも出場した経験があり、現在もスポーツ界で活躍をされているFC東京の阿久根謙司社長を予定しております。

さらに東京都主催の研修はもとより、リーフレット右側の下段に示しましたように、学期1回、年3回の体罰調査や、児童・生徒への聞き取りの実施、リーフレット中央下段に示しましたように、体罰やいじめを直接訴えることができる（仮称）体罰いじめホットラインメールの実施を検討しているところです。

各学校におきましても複数の目で部活動の指導が行えるよう、複数の顧問の配置を行ったり、学校や管理職が部活動の代表生徒と直接話をする機会を設けたりするなど、子どもたちとの深い信頼関係をつくることに取り組んでおります。

次に、服務事故防止の全体について改めてご説明いたします。

服務事故防止全体の取組につきましては、大きく3つの実施主体で組み立てています。1つは服務事故再発防止プロジェクトチームを中心に、教育委員会と学校が協力しながら進める内容で、リーフレットの中央に示したものです。今年度、既に4月25日、5月9日と2回のプロジェクトチーム会議を実施しています。現在、服務に関する小平市ルールやチェックシート等の検討が終盤に入ってきているところです。

中段の巡回指導訪問についても7校につきまして第1回目を終わりました。

下段の相談窓口につきましても、本年度の相談窓口の情報提供を保護者や子どもたちに出しました。24時間、何らかの形で受け付けられる窓口の設置に向け、先ほど申しあげましたメールシステムの構築を考えています。

事務局といたしましては、左側上段のように、職層に応じた研修、さらに心のケアが気持ちに

余裕を生み、結果として服務事故の防止につながるとの見地から、メンタルヘルス研修を行うとともに、下段のように教育委員会だよりで連載記事として、服務事故防止の取組状況について、保護者や地域の皆様にお伝えし、信頼回復に努めてまいります。

学校は右側に示したように、各学校につき1回以上の独自の服務事故防止の研修に取り組む。日ごろから服務事故に対して意識できるよう努力するとともに、中段のように、教員が互いに支え合いながら職務に取り組むことで、ストレスを軽減することを意識し、服務事故の防止を目指します。

また、日常のチェック体制や、先ほどご報告したように、子どもたちや保護者との信頼を深められるよう、独自の取組を考え推進してもらいます。なお、本リーフレットはその内容をプロジェクトチームで確認しながら、最終的に本市の取組を保護者に理解してもらうために、全家庭への配布を現在検討しているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（7）平成24年度小平市立公民館事業実績について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（7）平成24年度小平市立公民館事業実績についてを報告いたします。資料No.7をご覧ください。

公民館では、昨年度も全館で様々な講座を実施し、市民が自主的に学習するきっかけづくりと、講演会、音楽会、公民館まつりなどを開催し、市民の交流と活動の場を提供してまいりました。

資料1ページの概説に各事業で取り組んだ内容を記載してございます。

詳細につきましては、屋敷中央公民館長より説明させます。

○屋敷中央公民館長

平成24年度公民館事業実績について、ご説明いたします。資料No.7の1ページ、概説をご覧ください。

学級・講座でございますが、81コース、回数といたしましては691回実施いたしました。講座への応募状況は2,995人、受講者数は2,075人でした。

以下、概説のとおりでございますが、平成24年度に小平市が市制施行50周年を迎えましたことから、ふるさと学習では、「あなたの好きな小平を撮ろう」と題して、小平市にかかわる映像を記録する学習を行い、公民館学習成果発表展で発表いたしました。

また、タイムリー講座「市の施設等の気になる木50本」や、ジュニア講座「小平の用水を学ぼう」、分館の市民講座「平櫛田中と日本近代彫刻」など、市の特色を生かしたフィールドワーク中心の講座を実施いたしました。

また、各館の公民館まつりにおいても、市制施行50周年を記念して、関連する展示等を行うとともに、記念講演会として、小平の歴史や文化に関連した講演会を5回開催いたしました。

まつり講演会の参加者数は、全館合計で970人となっております。

土曜子ども広場「友・遊」では、小・中学生を対象に、学びの場、遊びの場を開設し、子ども同士のふれあいの機会を設けています。新たな取組といたしましては、「友・遊科学研究室」と題して、社団法人電気学会、電気理科クラブの協力により、理科の実験や講義を行い、子どもたちに科学のおもしろさを発見する場を提供いたしました。

このほか、土曜日の部屋の開放だけでなく、公民館利用サークルの方々や、市内の大学の学生たちに学習支援を依頼し、世代間交流、地域交流を行っております。

16ページに参加状況の実績と、17ページに館別の実施内容を記載しております。全館で4,849人の参加がございました。

出前映画会も引き続き実施しており、保育園や福祉施設等に出向き、延べ21回を実施し、1,587人の方にご覧いただきました。

その他、概説のとおりでございますが、学級講座のほか、公民館まつり、講演会、映画会、音楽会などを開催し、市民の活動の場を提供したところでございます。

全施設の利用者数といたしましては、50万2,164人、前年度比約1.4%の増となっております。

説明は以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（8）平成24年度小平市立図書館事業統計について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（8）平成24年度小平市立図書館事業統計についてを報告いたします。資料No.8をご覧ください。

1ページから14ページまでが蔵書及び利用統計でございます。15ページ以降は各事業の統計でございます。

平成24年度の年間貸出資料数は、平成23年度より3万点ほど減少し、約153万点となりました。これは、平成24年2月より仲町図書館が休館になったこと、及び昨年9月に図書館システムの更新に伴い、全館11日間の休館をしたことが減少の主な理由と考えられます。

また、所蔵資料数は約118万4千点で、昨年度より約8千点増加しておりますが、この中には新仲町図書館用としてICタグを貼付した約5千点の資料が含まれております。

また、予約件数につきましては、インターネットからの受付が開始されて以来、増加傾向にあります。平成24年1月から予約の受付件数を、図書資料は5冊から10冊へ。CD及びカセットテープは、2点から3点へ拡大したことにより、平成24年度は約3万1千件増加し、年間

では約30万件となりました。

後半の21ページ以降が、講演会、講座、夏休み家族一日図書館員、展示等の行事統計となっております。

その他、資料にはございませんが、昨年10月から「多摩六都図書館共通利用カード」を発行し、1枚のカードで5市の図書館利用が可能となりました。

また、施設につきましては、中央図書館南側の屋根に発電量20キロワットの太陽光発電設備を設置いたしました。さらに、仲町公民館・仲町図書館改築工事の請負契約を締結し、現在解体工事を行っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（9）定期監査の結果について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（9）定期監査の結果についてを報告いたします。資料No.9をご覧ください。

この度、教育庶務課、学務課、指導課、教育施策推進参事、小平第四小学校、小平第五小学校及び花小金井南中学校における、平成24年4月1日から平成24年12月31日までに執行した、財務に関する事務及びその他の事務に対して、監査委員による監査が実施されました。

その結果、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、時間外勤務に係る事務の一部につきまして、改善・検討を求められました。

今後は、このような指摘を受けることの無いよう、適正な事務処理を行ってまいりたいと存じます。

なお、今回の指摘事項につきましては、措置を講じたのち、監査委員に通知するものとされており、改めて講じた措置の報告をさせていただきます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（10）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（10）小平市教育委員会後援名義等の使用承認についてを報告いたします。資料No.10をご覧ください。

今回、報告いたしますのは、3件で、いずれも例年、もしくは過去にも承認しているものでご

ざいます。

以上でございます。

○伊藤委員長

次に、教育長報告事項（11）事故報告Ⅰ（4月分）について。関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

教育長報告事項（11）事故報告Ⅰ（4月分）についてを報告いたします。

4月の「事故報告Ⅰ」の交通事故、一般事故につきましては、資料No.11のとおりでございます。

詳細につきましては、高橋教育部理事より説明させます。

○高橋教育部理事

それでは事故報告Ⅰ、4月分について、ご報告いたします。

交通事故は管理外のものが中学校で1件です。

一般事故は管理下で3件、管理外で1件になります。全て小学校の事案で、休み時間、放課後等で2件、授業中で1件、管理外で1件、合計で4件の事故がありました。

交通事故、一般事故の合計は5件になります。このうち、2件について詳しくご説明いたします。

はじめに、交通事故の①です。4月12日金曜日の午後3時40分ごろ、中学校1年生の男子生徒が青梅街道を東村山方面に向かって、歩道を自転車で移動していたところ、脇道から出てきた自動車の側面に衝突し、転倒、左ひざを路面に打ったものです。すぐに近くの交番にいた警官が対応し、病院で診断した結果、左ひざにひびが入り、全治3週間との診断を受けました。

自転車による事故であるため、改めて学校では自転車の乗り方を含めた安全指導を行いました。また、当該生徒の保護者から体育の授業や部活動の仮入部への配慮を依頼されましたので、学校として対応いたしました。

もう1点は一般事故の②でございます。

事故があったのは、4月17日木曜日、午後1時ごろです。1年生の児童が給食を食べているとき、様子がおかしいことに担任が気づき、保健室へ連れて行きました。当該児童の保護者からは、鯖アレルギーの申告がありましたが、給食の献立も事前に確認をしてもらっており、当日の給食にも鯖はございませんでした。おなかが変わだという訴えもありましたので、救急車を要請し、養護教諭、担任、当該児童の祖母とで病院に行きました。診断の結果、口腔内アレルギーOASとの診断が出ました。これは通常シラカバを中心とした花粉症をお持ちの方において、新鮮な果物や野菜、ナッツ類を摂取することにより生じ、主としてかゆみや腫れ、腹痛、嘔吐などを伴うものです。

今回、迅速に対応したことに対して保護者から感謝の表明がありました。しかし、アレルギーは特定できなかったため、現在詳しい検査を受けているところでございます。その間は保護者との相談で、お弁当の持参で対応をしているところでございます。

今回の事案では様子の変化に迅速に対応し、管理職、担任、養護教諭、栄養士が連携をしながら対応をすることができました。しかし、アレルギーが特定できていないという状況もありますので、学校として保護者と十分に連絡をとりながら、今後の対応を進めるよう指導してまいります。

以上でございます。

○伊藤委員長

ここまでの教育長報告事項につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○高橋教育部理事

先ほどの教育課程のところの説明の中で訂正がございますので、よろしいでしょうか。

資料No.5の私の説明の中で、「法やきまりなどに関する内容」を重視した学校が昨年度に比べて、「小学校で2校、中学校5校を増加した」と申し上げましたが、こちら「中学校で3校増加した」の間違いでございます。訂正をさせていただきます。

以上です。

○伊藤委員長

それでは、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○森井委員

教育長報告事項の小平市立学校特別支援学級通学区域の一部変更についてに関連して、質問させていただきますと思います。

小学校、中学校とも特別支援学級に通われるお子さんが増加傾向にある中で、現在、特別支援学級が設置されていない学校についても設置していくというような考えがあるのかどうかということについて、お伺いしたいと思います。

○赤坂学務課長補佐

特別支援学級の今後の児童・生徒数の増加についてでございますが、本日の資料No.3にございますとおり、平成28年度までの推計を行いました。その結果、小学校の特別支援学級児童数につきましては、おおむね120名で推移するものと予測しております。したがって、この3年間は通学区域等の調整を行いながら、各校20名程度の規模で維持していけるものと考えております。

一方、中学校についてでございますが、同じく平成28年度まで推計を行いましたところ、各

年度の生徒数は90名前後まで増加するであろうと見込んでおります。したがって、中学校5校に90名、各校には18名程度となりますので、通学区域等の調整を行って、受け入れ生徒数の調整を行ってまいります。

しかしながら、今後急な増加等があるような場合には、設置検討委員会で設置の検討をしてまいります。

以上でございます。

○森井委員

今のご返答から、学区域が変わると小学校と中学校の連携が難しくなるのではないかと予想されますが、特別支援学級の学区域が変更されることで、小・中の連携についてはどのようになりますか。

○赤坂学務課長補佐

小学校、中学校の特別支援学級の通学区域についてでございますが、例といたしまして、今回、中学校では、小平第二中学校と小平第五中学校の間で、通学区域の変更を行いました。それぞれ小学校の通学区域と完全に一致するよう変更を行いました。小平第十二小学校のお子さんは小平第五中学校に進学し、一方で、小平第四小学校、小平第一小学校のお子さんは小平第二中学校に進学するよう、小学校の通学区域と中学校の通学区域をリンクいたしました。

また、東部地域の小学校についてでございますが、人数の調整がありますので、若干重ならない部分もありますが、極力、特別支援学級設置中学校の通学区域にリンクするよう変更を行っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにごございませんか。

○山田委員

教育長報告事項(5)都内公立学校における体罰の実態把握につきまして、ご質問させていただきたいと思います。

ご説明にはありませんでしたが、外部指導員の体罰についての実態把握の状況と対応策について報告などありましたら、教えていただきたいと思います。

○高橋教育部理事

1月から3月の間に行った調査での教員への聞き取り用紙の中にも、外部指導員の体罰の有無についての項目があります。また生徒へのアンケート調査の中にも、顧問とは別に外部指導員の体罰の有無に関する調査項目がございます。両者に対して確認をしてございますが、本市の場

合には、いずれもそのことについて報告はございませんでした。

それから外部指導員の指導につきましては、今年度、顧問への研修を行いますので、参加できるものについては、外部指導員についても当然参加を促していきたいと考えております。学校で伝達講習をする際には、外部指導員に対しても、きちんと同じように情報提供をして指導徹底を図っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

ほかにご覧いませんか。

○高槻委員

教育課程について資料№5を拝見したのですが、読み方がわかりにくい感じを受けました。これは小学校19校、中学校8校のうち、19や8ではないところもあります。「教育課程の編成に際し、重視した指導内容」に、「就学前教育からの連続性を考えた保・幼・小・中連携を図る内容」というところが、小学校は14、中学校は2ということで、かなり少ないのですが、これは中学校では、8校中2校は重視したけれども、ほかは重視していないという意味でしょうか。

○高橋教育部理事

ここにありますが内容は、いずれも教育課程をつくる時に大事な内容でございます。重視したというレベルの問題ではあるのですが、教育課程自体がたくさん項目を書けるような形にはなってございません。当然どこの学校でも、例えば環境教育や、やはりその連続性を考えた教育というのを大事にしているところでございますが、明文化して、明確にそのことについて教育課程に書いている学校が、19校中14校あったということでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

いかがでしょうか。

○高槻委員

いかにも重要であろうと思われる小・中連携とか、幼・小連携とか、あるいは環境の問題というのが、ほかの項目に比べて目立って少ないことが少し気になります。実際にはそれを重視していないわけではなくて、明文化されていないということであるとすると、記録としてはむしろネガティブに残ってしまうので、何か工夫いるのではないのでしょうか。小平の小・中学校は全校でこういったことに力を入れたということでもいい訳ですから、そのことを学校の数（頻度）で表現するのに違和感がありました。

○高橋教育部理事

先ほど申し上げましたように、教育課程の中には、全ての項目がきちんと書き込めれば、それに越したことはないところではございますが、決してネガティブということではなくて、繰り返し申し上げることにもなりますが、各学校において例えば小・中連携等については取り組んでいるところがございます。

そして、ここにありますのは、特化して就学前教育から中学校までの連続性みたいなどころもございますので、小・中連携のところを中心に重点を置いているけれども、就学前のところからまでは明文化していないという学校もございます。様々な分析の結果、数値としてここに載せているものは、何もネガティブという意味ではなくて、どの分野に学校として重点を置いているのかということと比較するために、ご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○伊藤委員長

学校からの報告は一定の文章のようなものであって、そこに全てを盛り込めるわけではないので、指導課のほうで内容をピックアップして、重複状況とか優先順位のつけ方とかを、この数値に落とし込んだということではございませんか。

○高橋教育部理事

そういうことでございます。

○志村指導主事

今回の教育課程については、大元の調査としまして、文部科学省の教育課程実施状況調査というものがございまして、そちらの調査でまとめたもので、ある程度抜粋したものをこちらに載せております。その調査の内容項目が、こちらに載せられているような項目で、さらに項目を抜粋して今回載せさせていただいております。

以上でございます。

○伊藤委員長

そうしますと、項目だけは文科省からのものによるということですね。

○高槻委員

ある小学校の先生がこの資料を見られたときに、うちはここに力を入れていると思っておられるのに、ここに数字としては2としか挙がっていないというようなことは、避けたほうがいいんじゃないかということです。

○高橋教育部理事

今、志村指導主事が報告いたしましたように、項目があって各学校が報告したものを数字とし

てここに集約してございますので、学校のほうでもきちんと分析をしてこの数字を挙げているということでございます。

○伊藤委員長

そして私から質問ですが、それは全校に、例えばこの学校はこういうことを重視し、優先順位としている、例えばこちらの学校はこうだということは、校長・副校長会、あるいは研修等でそれぞれ参考にするために、例えば「法やきまりに関する内容」、現在非常に大事なことだと思いますが、その扱いが、学校が増えているということは喜ばしいことだと思いますが、そういった状況、傾向なども周知されることなんでしょうか。

○高橋教育部理事

教育課程の進行管理というのはとても大切なところでございます。当然どこの学校がどのような教育課程を組んで、学校として特色のある教育活動をしているのかというのは、全校の教員が知るべき内容だと考えております。特に教育課程の進行管理については、教務主任会での話の内容になってございますので、月ごとに行われる教務主任会の中で当然話題として、その後、進行管理も含めて話をしてまいるところでございます。

○伊藤委員長

ありがとうございました。

ほかにご質問、ご意見ございませんか。

○森井委員

教育長報告事項（9）定期監査の結果についてのところで、時間外等勤務命令簿に課長命令及び確認の押印が漏れているものについて、今回適正に処理するよにということになっているわけですが、本来であればどのような手続を経て、行われるべきものであるのかということについてお伺いしたいと思います。

○伊藤学務課長

定期監査で指摘を受けた事項につきまして、事務処理の詳細をご説明いたします。

時間外勤務は真に必要な業務について、事前に上司である課長が職員に命令するものでございます。事務処理といたしましては、時間外勤務を行おうとする職員が命令簿というものに従事予定時間と業務内容を記載しまして、課長に命令の決裁を仰ぐものでございます。

具体的には、命令欄に課長が押印することになります。翌日職員が実際に時間外勤務を行った時間を記載しまして、その職員が係員であれば係長が確認した後、課長が確認を行います。確認の方法は確認欄への係長、課長の押印になります。

事務処理といたしましては以上でございます。

○森井委員

わかりました。

○伊藤委員長

ほかにございませんか。

○山田委員

教育長報告事項（８）になりますが、小平市立図書館事業統計の１５ページで１つ質問をさせていただきます。障がい者サービスということで、資料数、郵送貸出の数字が出ておりますが、まず１点、これは図書館のももとのキャパシティの問題もあるかもしれませんが、資料数のばらつきについて、例えば中央図書館は１，６７４であるのに対して仲町図書館は、今休館中でございますが、１となっております。その辺の利用者に対する配慮的なものを少し感じてしまいます。これは意見ですね。

もう１つは郵送貸出というところで、米印で「デジ再生機の貸出人数は２名、貸出回数は３回」という記載がございますが、質問したいのは、この利用が少ないことはニーズがないのではなく、伝達というか、広報が行き届いていないのではないかと、ここから読み取れませんでしたので、ご説明いただきたいと思っております。

○湯沢中央図書館長

デジ再生機自体はここ何年かで導入したばかりということもありまして、まだそれほど広報が行き届かないというところがあるかもしれませんので、今後も広報に努めたいと思います。

今後、ダウンロード式の障害者サービスについても本年度予定しておりますので、障がい者サービスにつきましては、今後少しまた変わった形で展開していくようなことを考えております。

いずれにしても、しっかりと周知できるような広報に努めてまいりたいと思います。

○伊藤委員長

資料数に関しても、ご意見ではございましたが、何かコメントはありますか。

○湯沢中央図書館長

資料数はそれぞれの館では持ってはおりますが、相互利用にもできますし、ＣＤの録音図書に関しましては、中央図書館にコーナーをつくって、ＰＲにも努めてまいります。

○森井委員

同じく図書館事業統計の１４ページ、団体貸出のところなのですが、小学校への学級文庫、調べ学習への貸出が前年比で減っている学校が多いのですが、先ほどの教育課程のところでも、学

校や地域の図書館を活用した指導が重点になっているにもかかわらず、前年比で減っているというところで、どのような理由かを把握されていらっしゃるでしょうか。

○湯沢中央図書館長

調べ学習用図書の貸出が多少減少しているということは、こちらも把握はしております。学校への貸出につきましては、校長会ですとか、指導教諭連絡協議会の所管と学校との連絡会、教育委員会など、機会を捉えてPRをさせているところですが、もう一度それについては徹底していきたいと思います。

○伊藤委員長

各学校の学校図書館の蔵書数の増加と、こちらの図書館に対する貸出のリクエストですね、そういったものの相関関係についても、これから精査していただく必要があると思います。

○森井委員

教育長報告事項（7）平成24年度小平市立公民館事業実績についての13ページ、視聴覚ライブラリー利用状況のところですが、この中で16ミリ発声映写機及び16ミリフィルムの貸出がとても多く、市民の方に利用されている頻度が多いように思います。ただ、16ミリフィルムですが、かなり昔から同じものが使われていて、地域の方からも新しいものにならないのかというようなお話も聞くことがあります。内容の見直しや、買替えの時期などについては何か規定のようなものがございませうでしょうか。

○屋敷中央公民館長

16ミリフィルムにつきましては、実は、映写機自体が現在製造されておりません。したがって、フィルムやソフトの製造が縮小されておりまして、どうしても従来のものになってしまいます。現在、東京都立多摩図書館から借りてきて貸すというような形をとるなど工夫をしている状況ではございますが、将来的には難しい状況になってくるのではないかと考えてございます。

○伊藤委員長

私から公民館事業実績に関してご質問させていただきます。

1ページ（6）家庭教育学級の応募者525人、受講者318人とございます。そして5ページ、中央公民館の市民講座、家庭教育（後期）に関して定員20名に対して応募が104名、そして受講30名とございます。これはほかの数字と比較してみましても、特に多い数となっております。これに関しまして、受講できなかった方たち、定員を上回ってしまったので、仕方ないという捉え方でなく、どのようにその後、何かフォローをされましたでしょうか。

○屋敷中央公民館長

この「勇気づけでいきいき子育て」につきましては、講師が著名な方で人気が高かったものから、応募者が多かったということでございます。その後、再度できないかという検討もしましたが、講師の方が忙しいということで、なかなかそこまではフォローができていないということでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

講師の知名度ということも一つの大きな要因だとは存じますが、この事業実績全体を見てみますと、公民館の機能の一つの重要なものとして教育委員会として子育て支援という言い方はどうでしょう、家庭教育支援ですね、そういった側面が非常に強くなっているような印象を受けました。次世代育成部、市長部局との連携等々ございますでしょうが、教育委員会の公民館としてこういった家庭教育学級をこれから進めるに当たっては、やはり回数、内容、そして学校教育へのつなげて行き方等々、ここで少し講師等を含めて公民館の中でも検討していかれる必要があるのではないかという印象を持ちました。よろしくお願ひしたいと存じます。

ほかに。

○高槻委員

私は教育委員を拝命いただいて、会議に出てこの分野に多岐にわたる話題があって、市の取組、現場の先生方の努力、非常にすばらしいと敬意を持ってきました。一方、衝撃を受けたのはやはりサービス事故、それも嘆かわしいレベルのサービス事故が頻繁に続いたということです。

資料No.6にサービス事故が体罰問題といわばカップリングした格好で対策が書いてあります。確かに、体罰問題がマスコミを騒がせて、この半年くらい議論されているところですが、私が小平市のサービス事故が続いたときに感じたのは、それ以前のことで、このまとめかたには違和感があります。もちろん体罰問題は非常に深刻な問題であります。今日聞いた二つの事例についても、それほど質の悪いものではなくて、むしろ教育熱心な先生が思わず手を出してしまったという印象を受けています。そして子どもさんも父兄さんも理解をいただいているので、これは今後努力によってかなり改善されると思います。一方、現実起きたサービス事故はそういう感じのものではなくて、非常に人格を疑うような問題だったわけです。

その意味では、これが6月づけでプロジェクトチームの発信物になるとすると、私は少し違う気がしています。もっと、教育者としての倫理観とか、基本的な姿勢にかかわるような問題をじっくり考えてもらうというようなことなしに解決が難しいと思います。私はこの会議では余力を入れた発言をすることは少ないのですが、このサービス事故頻発に関しては大分強く言いました。それでもまた繰り返し起きたということがあります。サービス事故再発防止プロジェクトチームの実態を含めて、もう少し検討する必要があると思いますので、よろしくご検討ください。

○高橋教育部理事

実は、体罰というのもサービス事故の一種類でございます。今回の場合には最終的にまだ都から教員に対する処分というものは出ていないのですけれども、体罰もサービス事故でございます。先ほど

委員からお話がありましたように、質というのはまた異なるものだということは十分に認識していますが、やはり体罰は根絶するという強い思いを持って取り組まなければならないことだというふうに考えています。

サービス事故再発防止プロジェクトチームで、これまで本市で起きたさまざまな案件について、分析をして、どのような検証をしたらいいかということで、プロジェクトチームのほうに書いてあるような様々な案件について、これまでも検討はしてきております。その上で、一定限の報告がまとまってきたところで、体罰についてもこのプロジェクトチームで引き続き検討し、やはり本市としての姿勢はきちんと示していこうということで、プロジェクトを考えているところでございます。

この中で、体罰のことを入れてはきているものですが、根底にある部分は、先ほどご説明申し上げたように、例えば心持ちの部分とか、様々なやはり教員のそういう心理の部分も含めて考えていって対応策、または研修なども考えることが最終的にサービス事故防止、全部のサービス事故の防止につながるというふうに考えておりますので、この中に載せているところでございますが、ご意見もいただきましたので、これについてはあくまでも案で、どういうふうな形がいいのかということについては検討しておりますので、また今後の出し方、または出す出さないも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○伊藤委員長

体罰がサービス事故であることは高槻委員を初め、教育委員、承知しております。その上での高槻委員のご発言であったと存じます。

それで高槻委員がおっしゃっていることは私も一部同感でございますが、要は、昨年度までに起きた主に3年間の情報管理、そしてわいせつ事件、逮捕事案等々の市民が非常にショックを受けたサービス事故に関してプロジェクトチームが検討してきた、しかし、それが十分でなかった、そういうことに対して私どもは非常に深刻に捉えているわけです。

それで3月までにプロジェクトチームが分析作業をすると聞いておりました。その報告もいざれどこかでしていただきたいと思っております。その分析を踏まえての、こういったことの作成だと思いますけれども、例えば体罰、これは案だとは言いますけれども、体罰に関しての色づかいからして、それがクローズアップされているわけですね。教員のサービス事故が何か抑えた色合いになったり、浮かび上がってきてないんです。しかし、これから東京都の調査結果が出る。そしてこれから体罰防止ということはもちろん取組として非常に大事だと、理事のお話も理解しますけれども、まずはこの3年ないし3年半くらいの間に小平で起きたサービス事故に関して、十分反省をして、それに対してどうするということが、ここからあまり読み取れないということだと思うのです。

サービス事故と、一括りに捉えるのではなく、それぞれの情報管理、勤務時間の管理等、書類の、それからそうですね、わいせつに関すること、カテゴリーがいろいろあります。それぞれ分けて捉えて研修なりを行わないといけないということは、私ども今までもよく発言をしま

た。そういったことも研修の詳細として挙げていかれる必要があるのではないかという印象を持ちました。

やはり今まで保護者、地域、市民の皆様がどれだけショックを受けておられるかということ、情緒的にも深く理解をしていただいて、その上で冷静な分析の上に立って、こういったものを作成していただきたいと思います。

以上です。

ほかに教育長報告事項に関して、ご質問、ご意見ありませんか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは以上で、教育長報告事項を終了いたします。

(協議事項)

○伊藤委員長

協議事項に移ります。

次に、協議事項（１）平成２５年度小平市教育委員会表彰についてを議題といたします。

関口教育長からご説明をお願いいたします。

○関口教育長

協議事項（１）平成２５年度小平市教育委員会表彰についてを説明します。資料No.13をご覧ください。

本表彰は、小平市教育委員会表彰等に関する規程に基づき、教育及び文化の振興発展に功労のあった方に感謝状または表彰状を贈呈するものでございます。

感謝状につきましては、校長退職者３名、副校長退職者１名、図書館協議会委員３名、学校歯科医１名、学校薬剤師３名、学校経営協議会委員３名、学校経営協力者１１名の合計２５名でございます。

なお、表彰式は６月２０日木曜日を予定しております。

以上でございます。

○伊藤委員長

このことにつきまして、ご質問、ご意見等をいただきたいと存じますが、「被表彰候補者一覧」は個人情報を含んだ非公開資料となりますので、ここでは表彰理由など概要について何かございましたら、お願いいたします。

昨年４月の定例会で、この表彰要綱について改正がございまして、学校経営協議会委員とスクールソーシャルワーカーが対象として表に加えられたという経緯がございます。そのときにも森

井委員長職務代理者からも学校経営協力者について、もう少し明確にするべきではないかというご質問がございました。

そして、続く5月の定例会におきましても、そういった、私からもそれから森井委員長職務代理者からも質問をさせていただきました。学校経営協力者に関しては、教育長決裁で要綱には明記されずに表彰対象というふうにされておりました、そのことにつきまして、教育庶務課長からのご答弁でも今後検討してまいりますということだったわけなんです。小平市教育委員会表彰等に関する要綱に該当がないものの、職務内容、貢献度に大きな違いがないことから、同基準で感謝状を贈呈すると。

そして今後、学校経営協力者に関する要綱など関係要綱の規定の整理を行う予定でございますということでもございました。また、それに関して森井委員長職務代理者からもやはり整理が必要というご意見がございましたが、今回再び同じようになっておりました、資料の裏の別表、第二条関係のところ、学校経営協力者が加えられるという、要綱の改正も、規定の改正とかもないわけですけども、なかなか規定要綱の改正にはいろんなことが想定されて、難しい作業だと存じます。

昨年、学校経営協議会とか委員を入れたとか、それなりの改正を逐次行ってきておられることを評価したいと存じますが、今回の昨年質問したことに関しまして、そしてご答弁いただきましたことに関しまして、今どのくらいの過程でいらして、途中経過でいらっしゃるのか、どんどこころに難しさがおありなのか、これからどのようにされていくのかあたりをお伺いできますでしょうか。

○滝澤教育庶務課長

今、委員長から昨年度の経過をお話いただきましたが、まず学校経営協力者に関する要綱において、学校経営協議会委員との整合性、身分について整理した上で、この表彰等に関する要綱の別表に加えましてお答えいたしました。

その後、学校経営協力者の担当でございます指導課の方で、その要綱の改正について、市の法規担当とも調整をいたしました。その結果、学校経営協議会委員と学校経営協力者とは、その責任と権限について、法令からは、その権限等ちがうことから、要綱を改正して、同じ身分の位置づけにはならないだろうということで、学校経営協力者に関する要綱の改正には至りませんでした。

しかしながら、学校経営協力者については実際に学校経営にいろいろご意見をいただいて、貢献をいただいている、その内容については、感謝状に値するものという意見をいただいておりますので、表彰等に関する要綱において、どう基準に入れていくのかということを検討してまいりました。

学校経営協力者は、他の職のように非常勤特別職ではないものの、今の表の感謝状対象者の欄に、もう1項目設けるといことも含めて検討してまいりました。しかしながら他のボランティアとの違いも踏まえて、見直しを図るべきと考え、今回には間に合わなかったところでございます。

今後、学校で把握している、そういった学校経営や学校支援活動に従事している方々についても把握していく必要があると考えております。

以上でございます。

○伊藤委員長

学校教育に協力していただいているボランティアのことをお聞きしているのではなくて、学校経営協力者についてのことをお尋ねしたのですが。要は教育庶務課としては、それぞれの身分に従って、要綱に基づいて決めるわけですね。そうしますと、もととなる身分の整理ができていないという、また戻っていくのだと思います。

ですから、学校教育法で定められている、学校評議員の呼びかえとして、小平市では学校経営協力者とされているわけですが、自治体によってはそれを報酬のない特別公務員というふうに明文化しているところもあります。

市のほうのアドバイスもあるでしょうけれども、ここまで明確にしないで運用しているのは、もちろん表彰を受ける方はこういうものを目にしないかもしれませんが、私は実際に表彰状を差し上げますけれども、何か心情として失礼な気もいたします。それで、その辺ははっきりしたほうがいいのではないかと、ましてや今、教育庶務課長がおっしゃったように、学校のほかのボランティアと違う、それから学校経営協議会委員とも違う、そのところをもうちょっと、これは翻って指導課になりますか、もう一度ご検討していただいたほうがよろしいかと思います。教育庶務課でいろいろ検討していても、もととなるものがそのようなであれば、教育庶務課はもうボランティアの範疇で決めていくしかないのですから、堂々めぐりだと思うんですね。

指導課のほうではどのような検討がされたでしょうか。

○森田指導課長補佐

委員長から先ほどご説明いただいたとおり、昨年度の表彰要綱改正の際に、ご質問いただきまして、私どもも検討を始めました。市の法規担当とも何回か検討を重ねてきたわけですが、大卒でお話を申し上げますと、学校経営協議会委員も学校経営協力者も広義の意味での非常勤特別職であるわけです。

ただ、この学校経営協議会委員は、法律上、かなり権限や責任が明確でございます。その反面、本市で申し上げるところの学校経営協力者、法律上の学校評議員ですが、そちらは校長に対する諮問と申しますか、校長の求めに応じて意見を述べることができるというもので、それぞれ違う制度でございます。それぞれを法令に応じて規則であるとか要綱に定めたところでございます。

全く別の制度ですが、指導課といたしましては、学校に対する貢献度やご尽力ははかりしれないものと考えております。敬意を表する意味でも表彰などは同様に取り扱っていかねばいけないのではないかとということで、教育庶務課のほうにもお願いして、候補者のほうを挙げさせていただいたところでございます。

また、教育庶務課との協議の中では、特別職というものは先ほど滝澤教育庶務課長から申し上

げたとおり、ボランティアも広義の特別職であったり、そうではなくとも何らかの形で学校のお手伝いしてくださる方がたくさんいらっしゃいますので、その中でどう位置づけしていくかというところを現在、調整しながら整理しているところでございます。

以上でございます。

○伊藤委員長

では、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、ほかにご質問、ご意見ありますか。

ーなしの声ありー

○伊藤委員長

それでは、被表彰候補者一覧につきましてのご質問・ご意見は、非公開の会議にて取り扱うことといたしまして、表彰の概要につきましては提案どおり了解ということでご異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○伊藤委員長

以上で協議事項（１）を終了いたします。

以上で冒頭に非公開と決定したものを除く議題は終了いたしました。これ以降の議事は非公開にて取り扱いますので、関係者以外の方は、ご退席願います。

ここで休憩したいと存じます。15時45分まで休憩いたします。

午後3時26分 休憩